○内閣府告示第三十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第十四号をもって公示した地域活性化総合特別区域の指定を平成二十六年三月二十八日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　神奈川県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市及び綾瀬市並びに神奈川県高座郡寒川町及び愛甲郡愛川町の全域

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡山形村

二　構造改革特別区域の名称　信州山形ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野県東筑摩郡山形村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

二　構造改革特別区域の名称　豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊田市の区域の一部（日南町、月見町、若宮町、昭和町、竹生町、久保町、日之出町、中島町、寺部町、高橋町、上野町、千石町、広川町、森町、白浜町、八幡町、挙母町、喜多町、神明町、桜町、元城町、西町、小坂本町、小坂町、神田町、十塚町、砂町、瑞穂町、広路町、長興寺、元宮町、松ケ枝町、錦町、金谷町、常盤町、樹木町、上挙母、朝日ケ丘、御幸町、新生町及び細谷町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（一〇五（一〇六・一〇七）・一二二）

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新宮市

二　構造改革特別区域の名称　新宮市安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　新宮市の区域の一部（丹鶴地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取県

二　構造改革特別区域の名称　鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　鳥取県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取市

二　構造改革特別区域の名称　鳥取市五しの里さじどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　鳥取市の区域の一部（佐治地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　徳島県海部郡美波町

二　構造改革特別区域の名称　美波町公立保育園給食外部搬入特区

三　構造改革特別区域の範囲　徳島県海部郡美波町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

二　構造改革特別区域の名称　弘前ハウスワイン・シードル特区

三　構造改革特別区域の範囲　弘前市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

二　構造改革特別区域の名称　新潟市国際創業特区

三　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三